

ソフトウェアエンドユーザー ライセンス 契約

(Trimble SketchUp)

重要 です。この同意書をよくお読みください。お客様は、このソフトウェアのすべてまたは一部をダウンロード、インストールまたは使用することにより、本契約のすべての規定に同意したものとみなされます。お客様は、書面の契約同様、本契約が法的強制力を持つことに同意するものとします。

すべての規定に同意できない場合、ソフトウェアにアクセスしたり、使用したりしないでください。規定に同意できないお客様で、ソフトウェアの使用料として既にライセンス料をお支払いになったお客様は、ソフトウェアをご返品になると全額払い戻しを受けることができます。ただし、(A) ソフトウェアを使用しない、および (B) 購入日から 30 日以内に返品することを条件とします。

本契約の規定に同意することにより、お客様は 18 歳以上であり、法的拘束を有する契約を結ぶ能力があることを表明するものとします。

企業、パートナーシップまたは同様の事業体の従業員、請負人または代理人としてソフトウェアを使用することを望む場合、本契約の規定に同意するには、同事業体の代理として署名し、同事業体を法的に拘束させるための権限をもたなければなりません。本契約に基づくライセンスの付与は、前述の権限を与えられた人物による本契約への同意を条件とすることが明示的に定められています。

Trimble とお客様の間でソフトウェアに関する契約が既に結ばれている場合、すべての規定についてその契約の条件が本契約の条件に優先するものとします。このため、ソフトウェアについて Trimble と別の書面による契約を結ぶ場合、(本契約書ではなく) その契約がソフトウェアの使用を支配することになります。さらに、その契約が終了した場合、終了後、お客様には本契約の規定に基づいてソフトウェアを使用する権利はありませんのでご了承ください。

本ソフトウェア・エンドユーザー ライセンス契約 (以下、「**契約**」) は、Trimble Inc. (所在地: 935 Stewart Drive, Sunnyvale, CA 94085 USA) または「注文書」に明記されたその関連会社、および Trimble Inc. の関連会社 (以下、「**Trimble**」または「**当社**」) と、ライセンス付与されたソフトウェア (以下に定義) を、エンドユーザー (以下、「**お客様**」) として使用するためにダウンロードしたまたは他の方法で調達したお客様 (個人または団体) との間に結ばれる契約です。本契約は、ソフトウェアおよびソフトウェアと共に提供されるユーザーガイドまたは技術文書 (以下、「**関連文書**」) に適用されます。

1. 定義。

「**発効日**」とは、お客様が「注文書」に署名した日、またはお客様が初めてソフトウェアを使用可能となった日のうち、どちらか早い方の日を指します。

「**注文書**」とは、お客様にソフトウェアを提供するための、Trimble (または Trimble の認定販売代理店または再販業者) とお客様との間に結ばれた注文 (オンライン注文を含むがそれに限定されない) を指します。ソフトウェアの「注文書」は、いずれも本契約の一部を成すものとみなされます。お客様が当社と「注文書」を交わしたか否かにかかわらず、本契約はお客様に対して法的拘束力を持ちます。「注文書」の内容に基づいて本契約の規定が変更することはありません。本契約の規定は、Trimble (Trimble の供給者ではない) が署名した書面による同意書のみによって変更することができます。

「**Trimble コンテンツ**」とは、Trimble および・またはその関連会社が所有またはライセンスし、独占コンテンツであるかを問わない、ソフトウェアによってお客様に提供される、3D モデル、スタイルファイル、テンプレート、ならびにその他類似の素材およびコンテンツを指します。Trimble コンテンツには、13.12 項に定義される「Google コンテンツ」は含まれません。

「**ソフトウェア**」とは、オブジェクトコード形式 (または「注文書」に指定の他の形式) で本契約に関連して提供されるデスクトップ、携帯またはサーバーベースのコンピュータ機器用の Trimble ソフトウェア製品 (SketchUp Pro と SketchUp Viewer を含むがこれらに限られない) で、上述のいずれかの初期購入時に付属・製品の一部として提供された SketchUp のプラグインを含みます。「ソフトウェア」は、お客様が当社と締結した他のサポートおよび保守契約のもとで提供されたまたは購入されたリリースも含むものとします。別途記載がない限り、本契約書ではソフトウェア、Trimble コンテンツおよび関連文書を合わせて「ソフトウェア」と呼びます。

「**第三者製ソフトウェア**」とは、他の規定に従い当社がお客様に提供する第三者製ソフトウェアを指します。

「**Trimble の供給者**」とは、お客様と「注文書」を締結した Trimble の製品またはサービスの認定販売代理店、再販業者または Trimble を指します。

2. ライセンス。

2.1. ライセンス付与。本契約のすべての規定に基づき、当社はその作動が意図されたコンピュータおよびオペレーティングシステムで機械による読取り可能な形式のソフトウェアを使用するための、譲渡不能、サブライセンス不可、非排他的な世界的ライセンスを、次の制限付きで付与します: (a) 関連文書に従い、かつ (b) 追加のライセンス規約、定期購入の規約、またはその他のユーザー、シート、コンピュータ、使用の分野、または該当する「注文書」において、もしくは購入時に指定された他の制約に従うこと。当社は、本契約の規定に基づき、ソフトウェアの正常な作動に関連してソフトウェアを通じて利用可能な Trimble コンテンツへの、インプット、アップロード、ダウンロード、複製、改変、派生作品の作

成、上演および展示公開ならびに修正を行うための、譲渡不能、サブライセンス不可、および非排他的なサブライセンスをお客様に付与します。

2.2. インストール。Trimble は、ソフトウェアおよび関連文書を、ディスクもしくは他の媒体、または電子的にダウンロード可能な形で提供します。また当社は、ライセンス契約に基づくソフトウェアの使用を可能にするために、必要に応じて電子パスワードまたは他の手段を提供します。ライセンスはすべて「発効日」(もしくは、それ以降である場合は、ソフトウェアとライセンスキーがお客様に初めて使用可能となった日)をもって開始され、ソフトウェアが納品されたものとみなされます。お客様の「注文書」が Trimble の供給者との間に交わされたものである場合、その供給者 (Trimble ではなく) が納品への全責任を負い、Trimble は納品されなかったことに関する一切の責任を免除されるものとします。お客様にライセンスされたものとしてソフトウェアを作動するためにライセンスキーが必要な場合は、当社または該当する Trimble の供給者がライセンスキーを提供します。

2.3. コンピュータにインストールすることが意図されているソフトウェア。お客様は、該当するライセンス料を支払い済みの数のソフトウェアを、御社の従業員による使用のみを目的としてコピーし、コンピュータにインストールすることができます。ソフトウェアが完全に元のコンピュータから削除され、アンインストールされたことを条件に、ソフトウェアを別のコンピュータへ移動することができます。また、バックアップとアーカイブを目的として、合理的な数のコピーを作成することができます。

2.4. ライセンスにおける制限。お客様は以下を行わないか、または第三者に以下を行わせないものとします。(a) ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブルもしくはリバースエンジニアを行うか、または何らかの手段によって、ソフトウェアのソースコード、概念、アルゴリズム、ファイル形式もしくはプログラミングインターフェイスの再構築あるいは発見を試みる (ただし適用法により逆エンジニアの制約が禁じられるか、または制限される場合にその範囲においてのみ、これは該当しない)。(b) タイムシェアリング、ホスティング、サービスプロバイダ業務、または同様の目的のためにソフトウェア (またはその一部) を配布、販売、サブライセンス、貸借、リースまたは使用する。(c) ソフトウェアに含まれる製品の識別、所有権、著作権またはその他の通知を取り除く。(d) Trimble からの書面による明示的な許可がある場合を除き、ソフトウェアのいずれかの部分を複製 (本契約で明示的に許可がある場合を除く)、修正または翻訳するか、ソフトウェアのいずれかの部分の派生作品を作成するか、または他のソフトウェアへあるいは他のソフトウェアと統合する。(e) ソフトウェアの不正使用を防ぐためのセキュリティキー機能を回避または無効にすることを試みる (ただし、適用法により、かかる制約が禁じられるか、または制限される場合にその範囲においてのみ、これは該当しない)。(f) ソフトウェアに関連する情報源からの性能情報または分析結果 (ベンチマークを含むがこれに限らない) を一般に配布する。(g) ソフトウェアを仮想サーバー環境で使用あるいはホストする。(h) ソフトウェアを他のデータ、情報、コンテンツと統合する。または、(i) 契約により明示的に許可されている以外の方法・目的でソフトウェアを使用する (料金その他の対価を目的とした再販もしくは発行、広告、またはマーケティングや販促資料中での使用などの商用目的を含むがこれらに限られない)。お客様は、本契約で明示的に許可されてい

いソフトウェアまたはあらゆる形式の派生製品を販売または発行するためには、別の販売ライセンスを Trimble から取得する必要があることを承認するものとします。

2.5. 試用ソフトウェア。本契約の規定に基づき、お客様は SketchUp Pro ソフトウェアを最初に作動させた日から 30 日間 (Trimble からの書面による他の同意がある場合はこの限りではなく、この期間を「**試用期間**」と呼ぶ)、機能の評価のみを目的として無料で試用することができます。試用期間の残り時間は、ソフトウェア内に表示されます。試用期間が切れると、ソフトウェアは自動的に作動しなくなります。

2.6. 教育バージョン。お客様が認定教育機関における有資格の教員である場合か、または認定教育機関に在籍している学生で、ソフトウェアを学習のために使用する場合、お客様は授業および学習を目的としてソフトウェアを使用することができます (以下、「**教育バージョン**」)。これには、教育機関に在籍する学生によって、学校での学習活動でソフトウェアが使用されるという条件で、教育機関の研究室でソフトウェアをインストールおよび使用することが含まれます。ただし、お客様が教育機関の職員で、お客様の職務が有資格の教員ではない場合、お客様は SketchUp Pro の商用ライセンスを購入する必要があります。ソフトウェアの教育バージョンは教育のみを目的とするものであり、商用、職業または他の営利目的において使用することはできません。例として (ただし、これだけに限りません)、お客様が施設管理部門の一員であるなど、教育機関の専門職にお務めの場合、お客様は営利活動に従事しているとみなされ、SketchUp Pro の商用ライセンスを購入する必要があります。また、教育バージョンには、スクリーニングまたは Trimble が随時設定した著者の基準などを含み、これに限られない他の利用規約が適用されることがあります。詳細は Trimble へお問い合わせください。教育バージョンは、「注文書」で指定がある場合を除き、ライセンス期間を 1 年間とします。1 年の期間が終了すると、ソフトウェアの教育バージョンを使用するお客様の権利とライセンスは無効となり、ソフトウェアは自動的に操作できなくなります。有資格の教員、学生および教育機関は、本項に説明するすべてのプログラム要件を満たす場合、ソフトウェアの教育バージョンのライセンスを年次購入することが可能です。

2.7. 3D Warehouse および Extension Warehouse。3D モデルとプラグイン (ただし、これらに限られない) を含む Trimble の 3D Warehouse および Extension Warehouse ならびにそのコンテンツへのアクセスは、本契約とは異なる契約書に基づいてライセンスが付与され、使用可能となります。

3. ソフトウェアのアクティベーションとメータリング、ソフトウェアのアップデート、データの 使用許可、プライバシー

3.1. ソフトウェアのアクティベーションとメータリング。Trimble は、ソフトウェアのインストール、登録、使用またはアップデートの際に、ライセンス関連のデータを送信するため、お客様のソフトウェアを登録するため、そしてソフトウェアの無許諾または不正使用から当社を守るためにライセンス関連のデータ

が真正であることを検証するために、お客様の内部ネットワークおよびインターネット接続を使用することがあります。

当社では、お客様が意図せずに本契約に違反することを防ぐためのライセンスメータリング技術をソフトウェアに内蔵することができます。お客様は、このようなメータリングモジュールが、お客様によるソフトウェアの使用状況をオンラインで当社に通知することを承認するものとします。お客様は、このようなモジュールの操作を無効、修正または妨害しないものとします。当社は、ライセンスのメータリングの目的でお客様の内部ネットワークを使用することができます。

当社では、本 3.1 項に基づき入手した情報を、本 3.1 項に記載される目的にのみ使用します。

3.2. ソフトウェアのアップデート。ソフトウェアは、アップデートが利用可能となったことを通知し、情報提供する場合があります。ソフトウェアは、お客様がアップデートを自動的にリクエストおよび受信できる機能をデフォルトとして備えていますが、この機能は無効にすることができます。また、お客様のコンピューターへのソフトウェアのダウンロードおよびインストールは自動的に行われなため、お客様自身で行っていただく必要があります。「**アップデート**」には、保守関連のリリース、不具合修正、ソフトウェアの現行バージョンへの小規模なアップデートが含まれます。

3.3. データの使用許可。Trimble は、直接または第三者を通じて、技術的情報、お客様に関する情報、およびまたはソフトウェアの使用もしくは保守およびテクニカルサポートの提供に関連してお客様が提供する情報を収集かつ使用することがあります。当社は、保守およびテクニカルサポートの提供や、ソフトウェアに対するフィードバックの要請、重要なアップデートの提供、ソフトウェアのプレリリース情報の通知、またはソフトウェアの改善を含む、ソフトウェアの使用の改善に必要な場合を除き、かかる情報を個人が識別できる形で使用することはありません。お客様は、法により認められる範囲において、当社がお客様のデータまたは情報の保管に関する責任を負わないことを承認するものとします。

3.4. プライバシー。Trimble は、ユーザーのプライバシーの保護を非常に重要なものと考えています。ソフトウェアのダウンロードと使用の条件として、お客様は、<http://www.trimble.com/privacy.aspx> からアクセス可能な、「Trimble プライバシーポリシー」の条件（予告なく適宜更新されることがあります）に同意するものとします。当社が収集するお客様のライセンスおよびソフトウェアの使用に関連する情報は、当社もしくはその代理店が拠点を運営する米国または他の国で保管および処理されることがあります。したがって、ソフトウェアを使用することは、お客様が所在国外への当該情報の転送に同意することを意味します。お客様は、法律で義務付けられている場合、またはそのようなアクセスの保護または開示が以下の事項を満たすために合理的に必要であるとの誠実な信念がある場合、当社がお客様のアカウント情報にアクセス、ならびにかかる情報を保存および開示することを承認しかつこれに同意するものとします。(a) 適用される法律、規制、司法手続きもしくは政府の要請を満たす、(b) 契約の潜在的違反の調査を含む規定の執行、(c) 詐欺、セキュリティ

もしくは技術的な問題の発見、防止もしくは対処（スパムのフィルターを含むがこれに限られない）、(d) ユーザーのサポート要請への対応、または (e) Trimble、そのユーザーおよび公共の権利、所有物もしくは安全を保護する。Trimble は、本契約に基づく権利の履行または非履行にいかなる責任もしくは義務を負いません。

4. 所有権。 本契約にこれに矛盾する規定があった場合にも、本契約に明示的に含まれる限定的なライセンス権を除き、Trimble およびその供給者は、ソフトウェアおよびそのすべての複製、修正、派生作品（お客様のアイデア、フィードバックまたは助言を組み込んだ変更を含む）に対する全ての権利、権原および権益（すべての特許、著作権、商標、企業秘密、その他の知的財産権を含むがこれに限られない）を所有し、保持することを承認するものとします。お客様は、本契約によりソフトウェアに対する限定的なライセンス権を取得し、本契約中の「購入」、「販売」等の用語の使用にもかかわらず、本契約その他の契約書に基づき、お客様に所有権が譲渡されることはないことを承認するものとします。

5. 支払い。 お客様は、該当する「注文書」に記載された、本契約に基づきライセンス付与されたソフトウェアおよび購入したサービスに関連するすべての料金を支払うものとします。Trimble または該当する Trimble の供給者からの書面による指定がない限り、料金はすべてソフトウェアライセンスの提供前に支払われるものとします。本書に明示的に記載される場合を除き、支払われた料金は一切払い戻しされません。注文により発生した税、源泉税、関税、徴税（Trimble または Trimble の供給者の純益に基づく課税を除く）は、すべてお客様の負担となります。

6. 契約期間

6.1. **有効期限。** 本契約は、発効日に発効し、本契約におけるすべてのライセンスおよび定期購入品がそれぞれの有効期限（以下、**有効期限**）に従って失効した時点で終了します。お客様は、ソフトウェアのすべてを恒久的に削除することにより、いつでもこの契約を終了することができます。いずれの当事者も他方の当事者が以下を行った場合に本契約（関連する全ての注文書を含む）を終了することができます。(a) 書面による契約違反の通知より 30 日以内に、違反の実質的な是正を行わないか、(b) 後継者なく組織の運営を停止したか、もしくは、(c) 破産、財産管理、信託証書、債権者との和議、調停もしくは同様の手続きに基づく法的保護を求めたか、またはこのような司法手続きが当事者に対して起こされ、60 日以内に却下されない。Trimble とソフトウェアの使用に適用される別個の契約を結び、それが終了した場合、本契約は自動的に終了し、お客様はソフトウェアを使用する権利を失いません。契約の終了は唯一の救済措置ではなく、いずれかの当事者による本契約に基づく救済措置の行使は、法で定められているか否かを問わず、本契約のもとで有する他の救済措置に影響することはありません。つまり、Trimble の供給者との間で「注文書」を交わした場合であっても、Trimble はその「注文書」に対する第三者受益者であり、本第 6 項（以下、「契約期間」）の規定に従い、契約を終了する権利を有することに同意するものとします。

6.2. **終了**。本契約の終了または解約とともに、お客様はソフトウェアの使用を一切停止し、すべての複製版を破壊し、Trimble にその旨を書面で証明するものとします。

6.3. **存続**。第 2.5 条 (ライセンスによる制約)、第 4 条 (所有権)、第 5 条 (支払い)、第 6.3 条 (存続)、第 7 条 (保証の免責事項)、第 9 条 (賠償)、第 10 条 (救済および損害賠償に関する制限)、第 11 条 (機密情報)、第 12 条 (輸出規制の順守、法律の順守)、および第 13 条 (一般事項) の各規定は本契約の解約または終了後も存続するものとします。

7. 保証の免責事項 ソフトウェアおよびサービスはすべて「現状のまま」提供されます。Trimble および供給者は、明示的、黙示的または法令上のいずれであるかにかかわらず、商品性、特定目的への適合性、権原、および非侵害についての保証および条件のすべてを含め (かつこれに限られない)、ソフトウェアに関する全ての保証、条件または確約を一切否定します。Trimble は、(i) ソフトウェアがお客様の要件を満たすこと、(ii) ソフトウェアにエラーまたは不具合が含まれないこと、(iii) ソフトウェアのセキュリティ、信頼性、適時性、または機能について、(iv) ソフトウェアのエラーが修正されること、および (v) ソフトウェアの結果と成果物について保証しません。お客様には、他の法令上の権原を有する場合があります。ただし、法律の許容範囲内において、法令上義務付けられる保証 (それが存在する場合) の有効期間は、限定保証期間に制限されるものとします。Trimble は、ソフトウェアの第三者製コンポーネントについていかなる保証も行いません。誤解を避けるために明記すれば、Trimble は、不可抗力、政府機関の行動、公共の敵による行動、ストライキ、天災、または電力、電気通信、データネットワークもしくはサービスの障害もしくは低下等の事象を含む、Trimble、またはその下請業者、その他のデベロッパー、ビジネスパートナー、もしくはライセンサーが制御不可能な事象から生じる責任を一切負うものではありません。

8. サポートおよび 保守。Trimble は、その時点で最新の標準的サービス規約([ここ](#) から閲覧可能) に従い、SketchUp Pro へのサポートおよび保守サービスを追加料金により提供します。

9. 賠償。お客様は、Trimble、その子会社、関連会社、役員、代理店および従業員を、お客様のソフトウェアの不正使用に関連して、またはお客様の本契約の違反に関連して発生する請求、訴訟または法的措置に対して免責とし、補償することに同意するものとします。これには、あらゆる請求、損失、損害、訴訟、判定、訴訟関連費用、および弁護士料が含まれます。この場合、Trimble はかかる請求、訴訟または法的措置に関する書面による通知をお客様に行うものとします。

10. 救済 および 損害賠償 に 関 する 制限。

10.1. Trimble およびその供給者はいずれも、ソフトウェアの使用不能、データの損失、セキュリティ機能の機能不全、事業の中断、または間接的、特別、付随的、もしくは結果的な一切の損害 (利益またはデータの損失) について、それが契約、不法行為 (不注意を含む)、厳格責任またはその他のいず

れに基づくものであろうと、また Trimble およびその供給者がかかる損害賠償の可能性について予め知らされた場合でも、一切の賠償責任を負わないものとします。

10.2. 本契約のその他の規定にかかわらず、Trimble およびその供給者のお客様に対する全責任は、本契約に基づきお客様が Trimble へ支払った額を超えないものとします。

10.3. ソフトウェアは耐障害性はなく、救命、医療、救急、ミッションクリティカルもしくは他の厳格責任または危険な活動（以下、「**高リスク活動**」）を意図して設計もしくは製造されたものでも、そのための使用を目的としたものでもありません。Trimble は、特に、高リスク活動に対する適性について、明示、黙示を含む一切の保証を行わないものとします。お客様は、ソフトウェアを高リスク活動に使用しない（または使用されることを許可しない）ことを表明および保証し、Trimble が高リスク活動でのソフトウェアの使用に関して一切責任を負わないことに同意するものとします。お客様は、かかる使用の結果発生したあらゆる損害、責任または他の損失について、Trimble に対して補償かつ免責を行うことに同意するものとします。

10.4. 全当事者は、本第 10 項に記載される制限事項は、本契約に特定された限定的な救済措置が本質的目的を果たせなかった場合も、存続することに同意するものとします。

11. 機密情報。Trimble（またはその代理店）が提供するソフトウェア、付属文書または技術情報は、標示または他の指定なしに「Trimble の機密情報」とみなされます。本書で明示的に許可された場合を除き、お客様は Trimble の機密情報の秘密を守り、これの使用または開示を行わないものとします。Trimble の機密情報の開示により、損害に対する賠償のみによって補償することのできない多大な危害を Trimble に加える可能性があるため、お客様による当該の開示があった場合は、Trimble が法が定める救済措置に加え、適当な衡平法上の救済を受ける権利を有することを、お客様は承認するものとします。

12. 輸出規制の順守、法律の順守。

12.1. **輸出規制の順守**。お客様には、ソフトウェアの直接的・間接的輸出または輸入について、適用されるすべての輸出入法を順守すること、および必要な全ての輸出および輸入ライセンスまたは許可を取得することに責任を負います。前述の普遍性を制限することなく、お客様は、ソフトウェアと関連機密情報は米国輸出管理規則の対象となり、これらの規制に従って米国から輸出されることを承認および同意するものとします。その権利の行使および本契約の下での義務の遂行において、お客様は、米国国際兵器輸送規則 (ITAR) (改正 22 C.F.R.120~130 部) および米国輸出管理規則 (改正 15 C.F.R. 730~774 部) を含みこれらに限られない、ソフトウェアに適用される米国の輸出規制法規を厳密に順守するものとします。お客様はまた、米国財務省外国資産管理局 (OFAC) および産業安全保障局 (BIS) が交付する、適用される全ての経済制裁および禁輸法規を順守するものとします。お客様は、かかるソフトウェアまたはその直接的製品を、米国の輸出管理法により制限または禁止されている

国や地域、またはそれらの国や地域の出身者もしくは居住者に宛てて輸出、再輸出、移動、流用、または開示しないものとします。本項の下でのお客様の義務は、理由にかかわらず本契約が終了した後も存続します。お客様は、お客様の本項の不順守により生じたあらゆる責任（弁護士費用を含む）について、Trimble への擁護および補償を行い、Trimble に損害を与えないものとします。お客様による本項の規約への不順守は本契約への重大な違反となり、Trimble に本契約を直ちに終了する権利および法または正当な権利に基づき利用できるその他の賠償をもたらすこととなります。

12.2. 法律の順守 。お客様には、ソフトウェアの使用について適用されるすべての法、規制、および使用規範に対する順守、およびソフトウェアから得られたあらゆる成果物について、責任を負います。

13. 一般条項。

13.1. 譲渡 。本契約は、各当事者が認めた承継人かつ被譲渡人を拘束し、かつそれらの者に対し効力を有します。Trimble は、組織の合併、再編、買収または Trimble の全資産、実質的全資産または議決権株式の譲渡に伴い、本契約を関連会社に譲渡することができます。お客様は、本契約のすべてまたは一部を Trimble の書面による許可なく譲渡または移動することができません。かかる書面による許可なく本契約を譲渡または移動する試みは無効となります。

13.2. 可分性 。本契約のいずれかの規定が管轄裁判所により執行不能または無効と判定された場合、その規定は必要最小限の範囲にとどめるものとし、本契約のそれ以外の部分は効力を保持するものとします。

13.3. 準拠法、裁判管轄区、裁判地。

13.3.1. 本ソフトウェアをカナダまたは欧州連合で取得した場合を除き、法および規定の抵触、ならびに国際商取引に関する国連条約に関わらず、本契約はカリフォルニア州法および米国法の適用を受けます。この場合、契約に関連する訴訟の管轄区域と裁判所は、カリフォルニア州サンタクララ郡に所在のカリフォルニア州裁判所および米国連邦裁判所となり、両当事者はかかる裁判所の権限に従うものとします。

13.3.2. 本ソフトウェアをカナダで取得した場合、法の抵触に適用される規定を除き、ならびに国際商取引に関する国連条約に関わらず、本契約はカナダ・オンタリオ州法の適用を受けます。この場合、契約に関連する訴訟の管轄区域と裁判所は、オンタリオ州ヨーク司法管轄地域の裁判所となり、両当事者はかかる裁判所の権限に従うものとします。

13.3.3. 本ソフトウェアを欧州連合諸国で取得した場合、法の抵触に適用される規定を除き、ならびに国際商取引に関する国連条約に関わらず、本契約はオランダの法律の適用を受けます。この場合、契

約に関連する訴訟の法域と裁判所は、オランダ・アムステルダム裁判所となり、両当事者はかかる裁判所の権限に従うものとします。

13.4. 通知および報告書。本契約に関する通知または報告書は書面によるものとします。Trimble 宛のかかる通知または報告書は、「Legal Department」気付で上記の宛先へ送付するものとします。お客様宛の通知または報告書は、注文の際に提供された宛先へ送付されます。通知または報告書は、次の場合、送達されたものとみなされます。(a) 個人の配達により手渡された場合は、受領した時点、(b) 配達証明郵便または書留郵便で送付された場合は、受領した時点（書留郵便受領通知を必須とする）、または (c) 大手宅配業者による翌日配達の場合は、発送の翌日。

13.5. 変更、権利放棄。本契約の補完、変更または修正は、本契約の各当事者の正当に権限が与えられた代表者によって書面で行われなければならない限り、拘束力を持たないものとします。本契約における権利の施行または行使の実施あるいは失敗は放棄を暗示するものではなく、放棄したと主張する当事者の正式な代表者によって書面で行われなければならない限り、放棄は有効となりません。

13.6. 完全な同意、英語版。本契約は、当事者間の完全で排他的な最終の同意を構成し、本件に関する事前のすべての書面および口頭による同意および通信に優先し、それらを無効にします。「注文書」またはお客様が使用する他の商用書式のいかなる規定も、本契約の規定に優先することはなく、本契約の関係当事者によって交付されたかかる文書は、事務目的でのみ使用されるものとし、法的効力を有しません。本契約の項目の表題は、便宜のみを目的としており、法的または契約上の効力を有しません。本契約の正式な標準版は、<http://www.sketchup.com/license/e/sketchup> からご覧ください。本契約の正式言語は英語であり、英語版と翻訳版が一致しない場合、英語版が優先します。

13.7. 独立契約者。本契約の当事者は独立契約者です。本契約により、当事者間に提携関係、合併事業、雇用、フランチャイズまたは代理店の関係が構成されることはありません。どの当事者も、他方を拘束する権能または他方に代わって事前の書面による同意なしに義務を負う権能を有しません。

13.8. 不可抗力。いずれの当事者も、ストライキ、妨害、戦争、テロ行為、暴動、天災、政府もしくは行政機関によるライセンス付与の拒否または法規制の変更など、本契約の署名後に発生し契約当事者の順当な支配下になく、予測しない事象が原因であり、影響を受けた当事者が義務を履行することにかかる事象が妨害または遅延し、当該当事者が不可抗力の事象を妥当な費用で防止または取り除くことができなかった場合、本契約に基づく他方の義務の履行遅延または不履行についての責任を負わない（料金の未払いを除く）ものとします。

13.9. 監査。Trimble の書面による要請があった場合、お客様はソフトウェアを本契約の規定に完全に従って使用したこと（該当する「注文書」に記載の制約事項を含む）を、署名入りの文書により証明するものとします。Trimble またはその認定代理店は、10 日以上前の妥当な事前の通知を行うことにより、お客様の記録およびソフトウェア使用状況の検査かつ監査を行い、ならびに本契約の順守を確認

できるものとします。かかる検査および監査はすべて、お客様の業務を不当に妨げない形で通常の営業時間中に実施されるものとします。このような監査の費用は、お客様のソフトウェアの使用がライセンスに規定される使用範囲に従っていないことが判明した場合、およびライセンス料が未払いである場合にのみ、お客様が負担するものとします。

13.10. 広報活動／プレスリリース。お客様は、予定した各々の広報活動について毎回 Trimble へ事前に通知したうえですべての広報用資料を Trimble の審査用に提出し、書面で許可を得ることなく、プレスリリース、印刷物または Trimble との関係の公の言及などの広報活動を行うことはできません。

13.11. 行政機関エンドユーザー。ソフトウェアは、商用のコンピュータ向けのソフトウェアです。ソフトウェアのユーザーまたは契約者が米国政府に属する機関、部門、もしくは他の組織である場合、ソフトウェアあるいは技術的データおよびマニュアルを含むあらゆる種類の関連文書の使用、複製、再現、リリース、変更、開示または譲渡は、民間用の場合は連邦調達規則第 12.212 条、軍事用では国防連邦調達規則補遺第 227.7202 条に従い、ライセンス契約により、または本契約の条件に基づき禁止されています。ソフトウェアは、完全に私費で開発された製品です。他の目的での使用は、すべて禁止します。

13.12. 第三者製ソフトウェアおよびコンテンツ。

(a) 付属文書で指定されている場合、ソフトウェアは特定の第三者製ソフトウェアを含むか、もしくはそれを同時提供します（オープンソースソフトウェアまたはソースコードの形式で提供されることのある他のソフトウェアを含む）。本契約はかかる第三者製ソフトウェアのライセンス使用を許諾するものではなく、付属文書上でクリックスルーにより同意する規定および、または第三者製ソフトウェア上の規定（以下、「**第三者ライセンス**」）に基づきライセンス付与されるものです。第三者ライセンスに規定される場合を除き、Trimble または Trimble の供給者はいずれも、第三者製ソフトウェアに関連していかなる保証も提供せず、さらにかかる第三者製ソフトウェアについて一切責任を負うことはありません。「**オープンソース ソフトウェア**」とは、すべての「オープンソース」コード（オープンソースイニシアチブの定義に基づく）、「無料」コード（フリーソフトウェアファウンデーションの定義に基づく）、コミュニティソースコード（一般公衆利用許諾契約書に基づきライセンス付与されるライブラリまたはコード）、またはその他のすべてのインターネット上でソースコード形式により、一般に無償提供されるソフトウェアを指します。

(B) ソフトウェアには、DigitalGlobe, Inc.が提供するマップ（地図）のコンテンツおよびその他の要素が含まれる場合があります。その結果、お客様によるソフトウェアにかかる要素の使用は、<https://mapsapidocs.digitalglobe.com/v2.0/docs/end-user-download-license> からご覧いただける DigitalGlobe, Inc.のエンドユーザー ダウンロードライセンスの対象となります。

(C) ソフトウェアには、HERE Global B.V.ならびにその関連会社および供給会社（以下、総称して「HERE」）により提供されるジオコーディング機能とその他の要素が含まれる場合があります。その結果、お客様によるソフトウェアのかかる要素の使用は、<http://here.com/services/terms> からご覧いただける HERE のサービス条件、および <http://here.com/privacy/privacy-policy> からご覧いただける HERE のプライバシーポリシーの対象となります。お客様が米国政府のエンドユーザーである、または米国政府が通例主張する権利と同様の権利を求め、もしくはかかる権利が適用される他の期間である場合、ソフトウェアの HERE の要素には、次の追加の使用に関する通知が適用されます。

使用に関する通知

契約業者（メーカー/供給業者）の名称: HERE

契約業者（メーカー/供給業者）の住所: 425 W. Randolph St., Chicago, IL 60606

HERE のサービス要素は、集散的に FAR 2.101 に定義される商用品目であり、

HERE の要素が提供されるための契約の対象となります。

© 1987-2017 HERE – All rights reserved

SketchUp エンドユーザーライセンス契約、バージョン「E」、2017 年 11 月

Trimble Inc.

935 Stewart Drive

Sunnyvale, CA 94085

USA